

当局はスト拠点外組合員へ不法「確認書」強要を謝罪賞を

日刊動労千葉

86. 3. 11

No. 2188

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五・六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七

動労千葉は三月八日、第二波ストでの拠点外支部組合員に対する当局の不当な「確認書」の強要と賃金カットに対し、賃金支払い請求および不当労働行為に対する損害賠償請求訴訟を千葉地裁に提訴した。

当局の不当労働行為に反撃

動労千葉は、第一波ストライキに対する不法・不当な大量処分＝動労千葉組織解体＝第二波闘争圧殺攻撃をはねのけ、怒りの順法闘争・線見阻止闘争を皮切りに、当局の団交拒否＝ダイ改一方強行策動に対し毅然として第二波ストライキに決起した。

「もう動労千葉は闘えない」とたかをくくり、慢心していた当局は、これにあわて、第一波での違法な「局長文書」に続き、前代未聞の「確認書」強要＝ロックアウトを行い、自ら列車を止めたうえで、その責任を動労千葉にかぶせ、賃金カット、大量不当処分を画策するという暴挙を行つたのである。

われわれは、この暴挙を断固として打ちくだき、第二波のストライキを貫徹し、国労労働者の決起をも呼びおこし、ダイ改一方妥結を粉碎、当局を大きく追いつめたのである。

本件訴訟は、この地平にふまえ、「61・11ダイ改」一八万人首切り阻止の闘いにむけ、こうした当局の凶暴な組織破壊＝不当労働行為を断じて許さないという立場で行われたものである。

「確認書」強要は不法

訴訟の内容は、大要次の三点である。

1. スト拠点外であるため、あらかじめ確認していた所定勤務に就いた組合員に対し、不法な「確認書」への署名・捺印を強要し、一方的ロックアウト

で賃金カットしたことに対し、正当な賃金の支払いを求める。

2. 規程や執務標準にも定められておらず、従来の取り扱いにもない「確認書」に署名・捺印をせまるなど、何ら義務なきことを強要し、かつ何ら合理的理由なく所定の勤務に就いていた乗務員を欠勤扱いし、就労させなかつたことに対する精神的苦痛を与えたことへの一人当たり五万円相当の損害賠償請求。
3. 「確認書」が動労千葉の組合員のみ強要され、かつ内容が組合指令を返上せよという。動労千葉組合員であることをもつて不利益な扱いを行つた不当労働行為。組合の運営に対する不当介入。団結権侵害に対する五〇〇万円相当の損害賠償請求。である。

われわれは、ただただ処分対象者を拡大し、もつて動労千葉の組織破壊を策すというかかる不法かつデタラメ極まりない暴挙を断じて許さず、すでに提訴した第一波スト不当解雇者に関する「地位保全等仮処分」請求と合わせ、勝利まで闘いぬこうではないか。

